

その他の環境関連税制に関する国内外の動向

平成30年7月

地方における税制のグリーン化の状況

各地方公共団体における環境保全関連の税(地方環境税)

(平成30年1月現在)

分野	課税措置等の例	都道府県／市町村名	税収額 (億円)
廃棄物・リサイクル対策	産業廃棄物税等(最終処分場等への産業廃棄物の搬入に課税【法定外目的税】)	三重県、岡山県、広島県、鳥取県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県、京都府、宮城県、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県、福岡県北九州市【計28件】	72 ※1,4
森林・水源環境の保全	森林環境税等(森林環境の保全に係る住民税均等割の超過課税)※2	高知県、岡山県、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、岩手県、福島県、静岡県、滋賀県、兵庫県、奈良県、大分県、宮崎県、山形県、神奈川県、富山県、石川県、和歌山県、広島県、長崎県、秋田県、茨城県、栃木県、長野県、福岡県、佐賀県、愛知県、宮城県、山梨県、岐阜県、群馬県、三重県、京都府、大阪府、横浜市【計38件】	333 ※3
原発立地及び周辺地域の安全対策等※5	核燃料税(原子炉への核燃料挿入に課税【法定外普通税】)	宮城県	0 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止、又は原子炉設置による発電に課税【法定外普通税】)	愛媛県、佐賀県、島根県(原子炉設置による運転及び廃止)、静岡県、鹿児島県、新潟県、北海道、石川県(原子炉設置による発電)【計8件】	113 ※1
	核燃料税(原子炉への核燃料挿入、原子炉設置による運転及び廃止、施設における使用済燃料の貯蔵に課税【法定外普通税】)	福井県	66 ※1
	核燃料等取扱税(原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ・保管等に課税【法定外普通税】)	茨城県	12 ※1
	核燃料物質等取扱税(ウランの濃縮、原子炉の設置、原子炉への核燃料の挿入、使用済燃料の受入れ等に課税【法定外普通税】)	青森県	197 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の貯蔵に課税【法定外普通税・法定外目的税】)	鹿児島県薩摩川内市、愛媛県伊方町(法定外普通税)※4、佐賀県玄海町(法定外目的税)【計3件】	11 ※1
	使用済核燃料税(使用済核燃料の保管に課税【法定外目的税】)	新潟県柏崎市	6 ※1
その他	砂利採取税等(岩石及び砂利等の採取に課税【法定外普通税】)	神奈川県山北町	0.04 ※1
	乗鞍環境保全税(駐車場への自動車進入に課税【法定外目的税】)	岐阜県	0.1 ※1
	遊漁税(河口湖での遊漁行為に課税【法定外目的税】)	山梨県富士河口湖町	0.1 ※1
	環境協力税(旅客船等による各村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村【計3件】	0.2 ※1
	美ら島税(旅客船等による各村への入域に課税【法定外目的税】)	沖縄県座間味村	0.1 ※1
	歴史と文化の環境税(有料駐車場駐車台数に課税【法定外普通税】)	福岡県太宰府市	0.8 ※1
	開発事業等緑化負担税(開発行為等の行われる土地面積に課税【法定外目的税】)	大阪府箕面市	0.2 ※1

(注)法定外税のうち環境に関わる税、道府県民税・市町村民税の超過課税分を「地方環境税」としている。

※1 総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」に記載された平成28年度決算額をもとに作成(森林環境税等を除く)。

※2 地方自治体が自主的に地方税の税目や税率を定めて課税できる課税自主権に基づく。平成28年度から京都府(600円/年、税収見込6.8億円)、大阪府(300円/年、税収見込11.3億円)が森林環境税を導入。

※3 森林環境税の税収は、「平成27年度決算財政状況資料集」(総務省)に記載された平成27年度決算額をもとに作成。京都府と大阪府の税収見込を加算。

※4 愛知県伊方町は使用済核燃料の貯蔵に課税する使用済核燃料税(法定外普通税)を新設(平成30年4月1日より施行。税収見込は平年度3.09億円)。

産業廃棄物税の概要

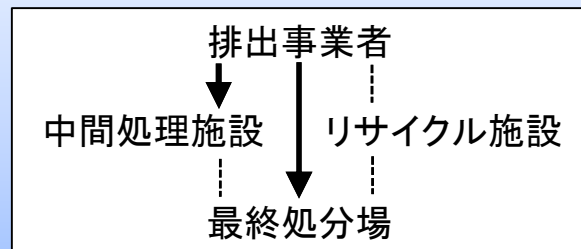
産業廃棄物税の概要

課税目的	産業廃棄物の発生・排出抑制、再生利用、その他適正処理に関する施策に要する費用への充当
課税対象	中間処理施設 and/or 最終処分場への産廃搬入(4タイプ)
税率	多くの自治体で、最終処分量1トンあたり1,000円を課税 - 排出事業者申告納付方式の場合、中間処理も処理方法により一定の係数を掛けて課税 - 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式の場合、焼却施設について800円/t
実施状況	三重県(2001年)を皮切りに、27道府県と1市で導入(2018年1月現在)
税収	1,200万円(鳥取県)～7.68億円(北海道)(2016年度決算額)
使途	多くの自治体で基金化し、上記の目的実現のために使用

産業廃棄物税の課税方式

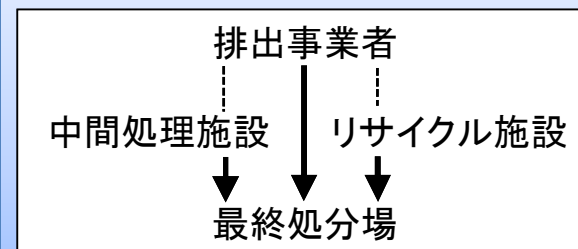
(注) 図中の実線が課税対象

方式A 排出事業者申告納付方式



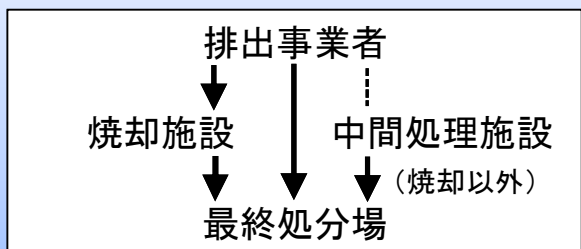
- 課税対象
中間処理施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
- 納税義務者
排出事業者

方式B 最終処分業者特別徴収方式



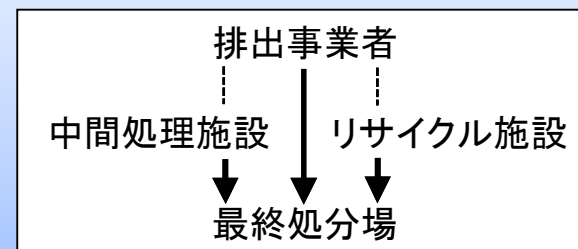
- 課税対象
最終処分場への産業廃棄物の搬入
- 納税義務者
排出事業者(中間処理業者含む)

方式C 焼却処理・最終処分業者特別徴収方式



- 課税対象
焼却処理施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入
- 納税義務者
排出事業者(焼却処理業者含む)

方式D 最終処分業者申告納付方式



- 課税対象
最終処分場における産業廃棄物の埋立
- 納税義務者
最終処分業者

産業廃棄物税等の導入状況

産業廃棄物税の税率、税収額

(平成30年1月現在)

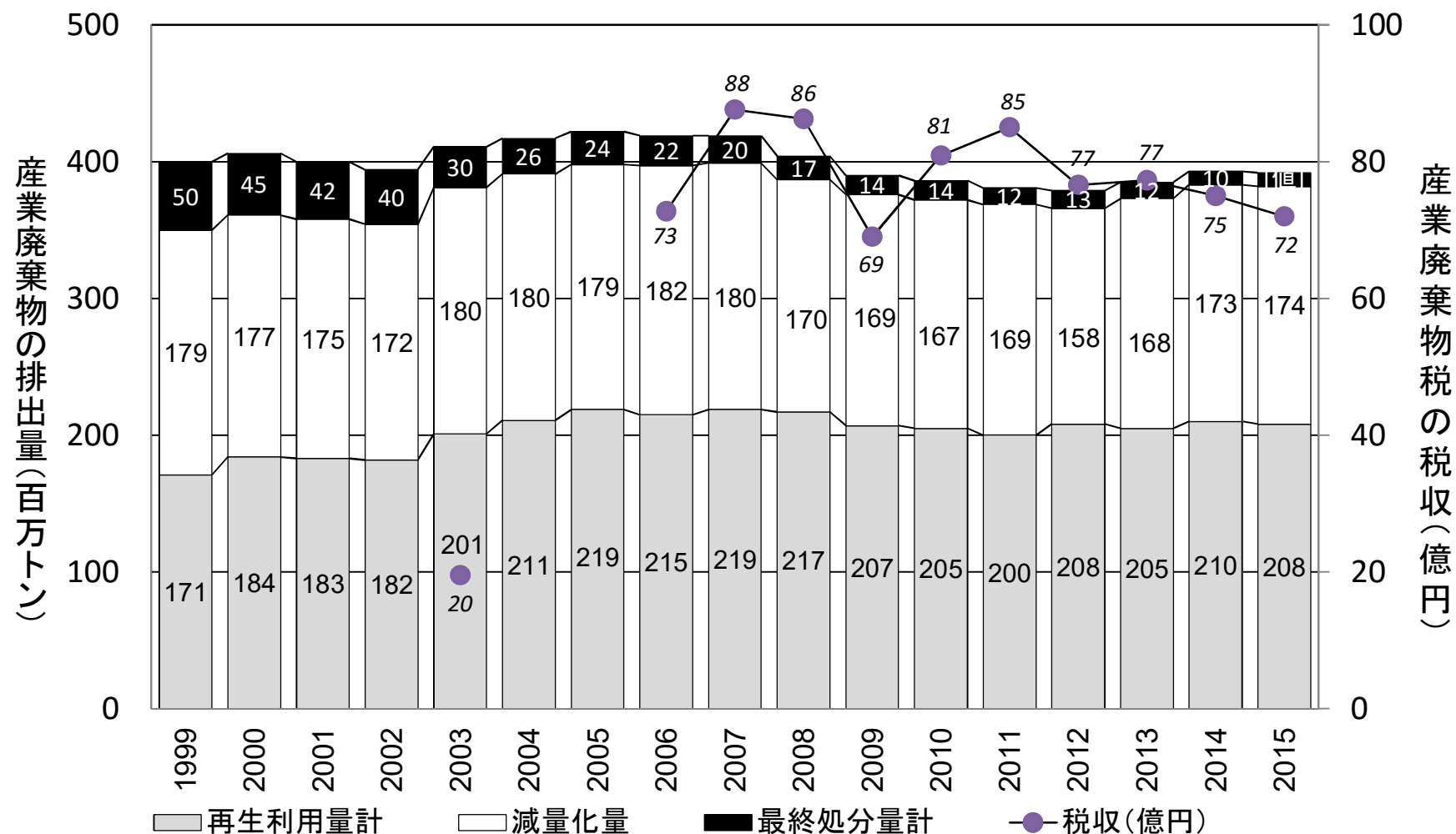
団体名	税目(名称)	課税客体	主な納税義務者	主な徴収方法	主な税率	税収額 (百万円)
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設 又は最終処分場への搬入	最終処分場又は中間処理施設へ搬入され る産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン	531
滋賀県	産業廃棄物税					27
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の 搬入	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排 出事業者及び中間処理業者 (青森県は、最終処分業者へ産業廃棄物の 最終処分を委託した者及び自らその産業 廃棄物の最終処分を行う者)	特別徴収(自社処 分は申告納付※ ¹)	1,000円/トン	452
広島県	産業廃棄物埋立税					488
鳥取県	産業廃棄物処分場税					12
青森県	産業廃棄物税					97
岩手県	産業廃棄物税					76
秋田県	産業廃棄物税					199
奈良県	産業廃棄物税					141
山口県	産業廃棄物税					241
新潟県	産業廃棄物税					134
京都府	産業廃棄物税					53
宮城県	産業廃棄物税					466
島根県	産業廃棄物減量税					254
熊本県	産業廃棄物税					134
福島県	産業廃棄物税					469
愛知県	産業廃棄物税					605
沖縄県	産業廃棄物税					31
北海道	循環資源利用促進税					768
山形県	産業廃棄物税					161
愛媛県	資源循環促進税					213
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場へ の産業廃棄物の搬入	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産 業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収(自社処 分は申告納付)	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/ト ン	171
佐賀県	産業廃棄物税					84
長崎県	産業廃棄物税					66
大分県	産業廃棄物税					344
鹿児島県	産業廃棄物税					154
宮崎県	産業廃棄物税					241
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われ る産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/トン	534

(出所)総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」

※1 広島県、鳥取県、山口県は他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付。愛媛県は自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付。

(参考) 産業廃棄物の排出量と税収の推移

- 産業廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、現状では半数近くの自治体が課税していないこともあり、税収と排出量の関係は不透明。今後、焼却量、リサイクル量、最終処分量に関するデータを自治体毎に整備・検討し、税の効果を定量的に評価していくことが必要と考えられる。



(注) 環境省、総務省資料より作成。税収は決算額。

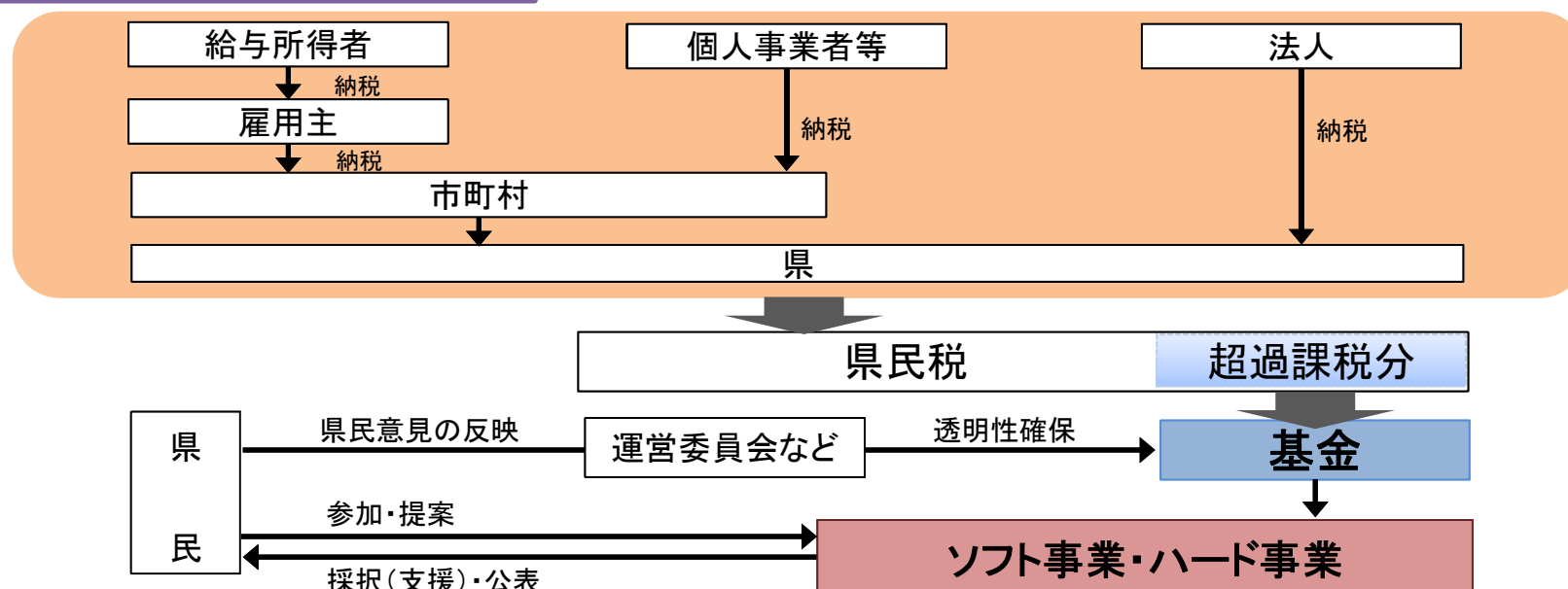
地方の独自課税としての森林環境税の概要

- 我が国では、森林整備を主な目的とする地方の独自課税として森林環境税が導入されている。いずれも住民税超過課税方式を採用し、税収は基金化し、森林整備等に活用している。

森林環境税の概要

概要	森林整備を主な目的とした地方自治体の独自課税（森林環境税等）
課税対象	個人及び法人
税率	課税方式は住民税（道府県民税・市町村税）均等割の超過課税 — 個人：400円～1,200円を上乗せ（20県が500円を上乗せ） — 法人：均等割額の5～11%を上乗せ（20県が5%を上乗せ）
実施状況	高知県（平成15年度導入）を皮切りに、全国36県・1政令市で導入（平成29年1月現在）
税収	1.7億円（高知県、平成27年度決算額）～38億円（神奈川県、平成27年度決算額）
用途	多くの自治体で基金化し、主に森林整備や普及啓発等の県独自の事業に活用されている。

森林環境税の仕組み（県の場合）



地方の独自課税としての森林環境税の導入状況(平成26年度実績)

森林環境税の税率、税収額

(平成29年1月現在)

団体名	名 称	課税額(超過税率)		期限	税収(億円)		
		個人	法人		総額	個人	法人
岩手県	いわての森林づくり県民税	1000円	10%	2016.3	7.8	6.3	1.5
宮城県	みやぎ環境税	1200円	10%	2016.3	16.3	12.8	3.5
秋田県	水と緑の森づくり税	800円	8%	2018.3	4.4	3.6	0.9
山形県	やまがた緑環境税	1000円	10%	なし	6.6	5.4	1.2
福島県	森林環境税	1000円	10%	2016.3	11.2	9.1	2.1
茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	2018.3	17.2	14.4	2.8
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	2018.3	8.4	6.8	1.6
群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	7%	2019.3	11.4	10.4	1.0
神奈川県	水源環境保全税	約890円	-	2017.3	38.5	38.5	-
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5%	2017.3	3.7	2.8	0.9
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	2017.3	3.7	2.8	0.9
山梨県	森林環境税	500円	5%	なし	2.7	2.1	0.6
長野県	長野県森林づくり県民税	500円	5%	2018.3	6.7	5.4	1.3
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1000円	10%	2017.3	11.9	10.0	2.0
静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	2016.3	9.9	7.9	1.9
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	2019.3	22.2	18.5	3.8
三重県	みえ森と緑の県民税	1000円	10%	2019.3	8.1	7.8	0.4
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	なし	7.0	5.4	1.6
兵庫県	県民緑税	800円	10%	2016.3	24.4	20.0	4.4

団体名	名 称	課税額(超過税率)		期限	税収(億円)		
		個人	法人		総額	個人	法人
奈良県	森林環境税	500円	5%	2016.3	3.6	20.0	4.4
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	2017.3	2.7	3.1	0.5
鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	2018.3	1.8	2.2	0.5
島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	2020.3	2.1	1.4	0.4
岡山県	森づくり県民税	500円	5%	2019.3	5.6	1.7	0.4
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	2017.3	8.2	4.5	1.1
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	2020.3	4.0	6.4	1.8
愛媛県	森林環境税	700円	7%	2020.3	5.4	4.3	1.1
高知県	森林環境税	500円	500円	2018.3	1.7	1.7	0.1
福岡県	森林環境税	500円	5%	2019.3	13.6	10.9	2.7
佐賀県	森林環境税	500円	5%	2018.3	2.4	1.9	0.4
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	2017.3	3.8	3.1	0.6
熊本県	水と緑の森づくり税	500円	5%	なし	4.9	4.0	0.9
大分県	森林環境の保全のための県民税の特例	500円	5%	2016.3	3.2	2.5	0.7
宮崎県	森林環境税	500円	5%	2016.3	3.2	2.6	0.6
鹿児島県	森林環境税	500円	5%	2020.3	4.4	3.6	0.8
35県合計					315.2	263.6	51.6

横浜市	横浜みどり税	900円	9%	2019.3	22.6	16.4	6.1
-----	--------	------	----	--------	------	------	-----

(注1) 法人の税率は均等割額に対する割合。(1,000円～88,000円)

(注2) 税収は、「平成28年度決算財政状況資料集」(総務省)による。

(注3) 期限の欄の「なし」は、条例等で期限が規定されていない場合を示す。

(注4) 神奈川県の「水源環境保全税」は均等割300円+所得割0.025%。

(注5) 富山県の水と緑の森づくり税の法人税率は法人税均等割額の5%であるが、平成24～28年度の期間は、50億円超～100億円以下が60,000円/年、100億円超が80,000円/年と設定。

(注6) 京都府「豊かな森を育てる府民税」、大阪府「森林環境税」は平成28年度からの導入のため、本表には掲載していない。

(参考) 林野庁による地方の独自課税の森林環境税の税収見込み(平成26年度)

森林環境税の税率、税収額

(平成27年7月現在)

団体名	名 称	課税額(超過税率)		期限	税収 (億円)
		個人	法人		
岩手県	いわての森林づくり県民税	1000円	10%	平成28年3月	7.1
宮城県	みやぎ環境税	1200円	10%	平成28年3月	16.0
秋田県	水と緑の森づくり税	800円	8%	平成30年3月	4.5
山形県	やまがた緑環境税	1000円	10%	なし	6.5
福島県	森林環境税	1000円	10%	平成28年3月	10.7
茨城県	森林湖沼環境税	1000円	10%	平成30年3月	16.0
栃木県	とちぎの元気な森づくり県民税	700円	7%	平成30年3月	8.3
群馬県	ぐんま緑の県民税	700円	7%	平成31年3月	6.2
神奈川県	水源環境保全税	約890円	-	平成29年3月	39.0
富山県	水と緑の森づくり税	500円	5%	平成29年3月	3.7
石川県	いしかわ森林環境税	500円	5%	平成29年3月	3.7
山梨県	森林環境税	500円	5%	なし	2.7
長野県	長野県森林づくり県民税	500円	5%	平成30年3月	6.5
岐阜県	清流の国ぎふ森林・環境税	1000円	10%	平成29年3月	12.0
静岡県	森林(もり)づくり県民税	400円	5%	平成28年3月	9.7
愛知県	あいち森と緑づくり税	500円	5%	平成31年3月	22.0
三重県	みえ森と緑の県民税	1000円	10%	なし	8.0
滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	800円	11%	なし	6.4
兵庫県	県民緑税	800円	10%	平成28年3月	24.0
奈良県	森林環境税	500円	5%	平成28年3月	3.5

団体名	名 称	課税額(超過税率)		期限	税収 (億円)
		個人	法人		
和歌山県	紀の国森づくり税	500円	5%	平成29年3月	2.7
鳥取県	森林環境保全税	500円	5%	平成30年3月	1.7
島根県	水と緑の森づくり税	500円	5%	平成32年3月	2.0
岡山県	森づくり県民税	500円	5%	平成31年3月	5.6
広島県	ひろしまの森づくり県民税	500円	5%	平成29年3月	8.3
山口県	やまぐち森林づくり県民税	500円	5%	平成32年3月	4.0
愛媛県	森林環境税	700円	7%	平成32年3月	5.3
高知県	森林環境税	500円	500円	平成30年3月	1.7
福岡県	森林環境税	500円	5%	平成31年3月	13.5
佐賀県	森林環境税	500円	5%	平成30年3月	2.4
長崎県	ながさき森林環境税	500円	5%	平成29年3月	3.7
熊本県	水と緑の森づくり税	500円	5%	なし	4.8
大分県	森林環境の保全のための県民税の特例	500円	5%	平成28年3月	3.2
宮崎県	森林環境税	500円	5%	平成28年3月	2.9
鹿児島県	森林環境税	500円	5%	平成32年3月	4.3
35県合計					282.6

※未導入都道府県:

北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、京都府、大阪府、徳島県、香川県、沖縄県

横浜市	横浜みどり税	900円	9%	平成31年3月	21.0
-----	--------	------	----	---------	------

(注1) 法人への課税額は、法人税均等割額に対する超過税率として規定(資本金等の規模に応じて1,000～88,000円)。

(注2) 税収は平成26年度見込み。林野庁が各県から聞取調査したもの(平成26年5月末時点)。横浜市については、同市公表資料による。

(注3) 期限の欄の「なし」は、条例に期限が規定されていないものを示す。

(注4) 神奈川県個人への課税額は、均等割300円及び所得割0.025%との規定を下に計算された平均世帯の課税額。

(注5) 富山県の法人への課税額は、本則として法人税均等割額の5%と規定されているが、平成24～28年度の期間については資本金等の規模が50億円超～100億円以下が60,000円/年、100億円超が80,000円/年と規定。

地方の独自課税としての森林環境税の税収の使途

- 森林環境税の使途を見ると、導入している自治体の全てが森林整備に活用しているほか、普及啓発、森林環境学習、ボランティア支援、里山整備、県産材等の木材利用促進 等に税収を活用している。

森林環境税の税収を活用した事業

	事業	事業内容	実施都道府県
森林整備	■ 森林整備全般	水源地域等で、荒廃した人工林を混交林化するための強度間伐の実施 等	全35県
	■ 事業例 ・花粉の少ない森林作り	花粉症対策品種苗木の養成、造林地への花粉症対策苗木の供給	福島県、富山県
	・荒廃森林の公的取得	森林の機能を高度に発揮させるための荒廃森林の買取り、公的管理	福岡県、佐賀県、群馬県 等
普及啓発	■ 普及啓発全般	広告・シンポジウムを通じた、森づくりへ向けた取り組みへの県民理解の醸成 等	多数(熊本県、山梨県 等)
	■ 事業例 ・森づくり体験ツアーの企画	ロープワーク・伐採・ペン立て作り体験のバスツアー企画	熊本県
	・地球温暖化の普及啓発	クリーンエネルギー導入へ向けたワークショップの開催	山梨県
森林環境学習	■ 森林環境学習全般	森林環境教育のセミナーや体験学習、副読本の配布 等	多数(岐阜県、高知県 等)
	■ 事業例 ・鳥獣害対策に関する調査研究	岐阜大学応用生物科学部への鳥獣対策研究部門の設置	岐阜県
	・自然体験活動指導者の養成	インストラクター養成講座の設置、研修内容の充実	高知県、岡山県、富山県 等
ボランティア支援	■ ボランティア支援全般	ボランティア情報の収集と提供、指導や機材の貸出し 等	多数(福島県、福岡県 等)
	■ 事業例 ・ボランティアセンターの設置	相談窓口業務等を行う森林ボランティアサポートセンターの設置	福島県、大分県、群馬県
	・森林づくり活動公募事業	公募によるNPO・ボランティア団体の企画立案及び森林づくり活動支援	福岡県、佐賀県、秋田県 等
里山整備	■ 里山整備全般	簡易な防災施設の設置や歩道整備、寄生害虫駆除、間伐、標識設置 等	多数(栃木県、兵庫県 等)
	■ 事業例 ・環境保全モデル林整備	環境保全モデル林の提案・指定、整備・活用計画の策定	栃木県、岐阜県、島根県
	・人と野生動物の棲み分け緩衝帯設置	草刈りや間伐による見通しの良い環境作り、人と野生鳥獣のエリア分割	兵庫県、広島県、富山県 等
木材利用促進	■ 木材利用促進全般	県内の幼稚園・小中学校・公共施設等への県産材の活用支援 等	多数(茨城県、大分県 等)
	■ 事業例 ・県産材ベンチのデザインコンペ	県産材ベンチのコンペの開催、最優秀デザインベンチの製作・設置	茨城県
	・スギ丸太等海外輸出促進事業	県産スギ丸太の需要開拓のための台湾・韓国向け丸太海外輸出事業	大分県
その他	■ 事業例 ・鳥獣被害防止対策事業	鳥獣による稀少植物の食害被害防止を目的とした現況調査、防護ネット設置 等	愛媛県、高知県、熊本県 等
	・水源環境保全・再生の推進	水質保全のための水質モニタリング調査、汚濁負荷削減施策 等	神奈川県、茨城県、群馬県 等
	・都市における環境の改善	建築物の屋上緑化・壁面緑化 等	兵庫県、愛知県、広島県 等

(注) 林野庁「平成26年度 森林・林業白書(平成27年5月29日公表)」をもとに使途のカテゴリに分類した。
 (出典) 事業内容(実施済みも含む)は、各県ホームページに掲載された内容や報告書、パンフレット等に基づき作成。

核燃料税等の概要

核燃料税等の概要

課税目的	原子力発電所の立地地域等における生活安定、福祉向上、防災対策充実等の費用への充当
課税対象	発電用原子炉の設置者
税率	原子力発電に関する事項に課税 ➢ A: 原子炉の運転等に対する課税(運転停止による収収減回避のため、宮城県を除き、更新時に熱出力にも課税) ➢ B: 使用済核燃料等に対する課税 ➢ C: 原子炉の設置に対する課税 ➢ D: 核燃料の製造に対する課税
実施状況	福井県(1976年)を皮切りに、12道県と4市で導入(2018年1月現在、2018年4月1日施行予定の愛媛県伊方町を含む)
収税	国内全体で396億円(2015年度実績、0億円(宮城県)～197億円(青森県))
使途	上記の目的実現のために使用

核燃料税等の課税対象

核燃料税 (愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県)(収税113億円(2016年度))

- 課税対象:A
原子炉への核燃料の挿入、原子炉の熱出力(宮城県を除く)
- 納税義務者
発電用原子炉の設置者

使用済核燃料税 (福井県)(収税66億円(2016年度))

- 課税対象:A、B
【A】発電用原子炉への核燃料の挿入、発電用原子炉の熱出力
【B】使用済燃料の貯蔵
- 納税義務者
発電用原子炉の設置者

使用済核燃料税 (鹿児島県薩摩川内市、新潟県柏崎市、佐賀県玄海町、愛媛県伊方町[2018年度～])(収税17億円(2016年度))

- 課税対象:B
使用済核燃料の貯蔵、保管
- 納税義務者
発電用原子炉の設置者

再処
理施
設・
保管
施設
等も
課税
対象

核燃料等取扱税 (茨城県)(収税12億円(2016年度))

- 課税対象:A、B、C
【A】原子炉への核燃料の挿入 【B】使用済燃料の受入れ・保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生、放射性廃棄物の保管 【C】原子炉の設置
- 納税義務者
原子炉設置者、再処理事業者、原子力事業者

核燃料物質等取扱税 (青森県)(収税197億円(2016年度))

- 課税対象:A、B、C、D
【A】原子炉への核燃料の挿入 【B】使用済燃料の受入れ、使用済燃料の貯蔵、廃棄物の埋設、廃棄物の管理 【C】原子炉の設置
【D】ウランの濃縮
- 納税義務者
原子炉設置者、加工事業者、再処理事業者、廃棄物埋設事業者、廃棄物管理事業者

核燃料税等の導入状況等 ①

核燃料税等の導入状況

(平成30年1月現在)

団体名	税目	課税方式	課税標準	税率	税収額 (百万円)
愛媛県	核燃料税	A	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	1,463
			②発電用原子炉の熱出力	②40,000円／千kW(3か月)	
佐賀県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	1,867
			②発電用原子炉の熱出力	②46,000円／千kW(3か月)	
島根県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	627
			②発電用原子炉の熱出力	②40,600円／千kW(3か月)	
静岡県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	1,240
			②発電用原子炉の熱出力	②29,500円／千kW(3か月)	
鹿児島県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の12	1,217
			②発電用原子炉の熱出力	②22,600円／千kW(3か月)	
宮城県	核燃料税		発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	100分の12	0
新潟県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	3,210
			②発電用原子炉の熱出力	②33,000円／千kW(3か月)	
北海道	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	900
			②発電用原子炉の熱出力	②37,750円／千kW(3か月)	
石川県	核燃料税		①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	770
			②発電用原子炉の熱出力	②34,900円／千kW(3か月)	
福井県	核燃料税	A, B	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	①核燃料価額の100分の8.5	6,621
			②発電用原子炉の熱出力	②45,750 円／千kW／年	
			③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	③250 円／kg／年(3か月)	

(注)総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」をもとに作成。税収額は決算額又は平年度見込額。愛媛県伊方町は2018年度から施行予定。

核燃料税等の導入状況等 ②

核燃料税等の導入状況

(平成30年1月現在)

団体名	税目	課税方式	課税標準	税率	税収額 (百万円)
茨城県	核燃料等取扱税	A, B, C	①原子炉の熱出力	①30,500円／千kW(3か月)	1,215
			②原子炉に挿入した核燃料の価額	②核燃料価額の100分の8.5	
			③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の数量	⑤1,594,000円/m3	
			⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの重量	⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の容器の容量 [発生]	⑧106,000円/m3	
			⑨放射性廃棄物の容器の容量 [保管]	⑨5,100円/m3	
青森県	核燃料物質等取扱税	A, B, C, D	①製品ウランの重量	①44,600円/kg	19,708
			②発電用原子炉の熱出力	②9,000円/千kW(3か月)	
			③原子炉に挿入した核燃料の価額	③核燃料価額の100分の13	
			④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤1,300円/kg(当面の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥64,000円/m3	
			⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦1,969,500円/本	
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	B	貯蔵されている使用済核燃料	250,000円/体	392
新潟県柏崎市	使用済核燃料税		保管する使用済核燃料の重量	480円/kg	575
佐賀県玄海町	使用済核燃料税		使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	500円/kg	416
愛媛県伊方町	使用済核燃料税		使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	500円/kg	309

(注)総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」をもとに作成。税収額は決算額又は平年度見込額。愛媛県伊方町は2018年度から施行予定。

その他の地方環境税等の概要 ①

- 森林環境税や産業廃棄物税以外にも、狩猟税や、受益者負担や財源確保の観点から自治体が独自に課税する各種環境関連税が導入されている。

法定税

※法定税とは、地方税法に税目が特定されている税目のこと。

税目	狩猟税（47都道府県）
課税目的	鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の実施に要する費用に充当
課税対象	狩猟者の登録に対して課税（47都道府県）
税率	・網猟免許、わな猟免許に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－8,200円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－5,500円 ・第一種銃猟免許（装薬銃及び空気銃）に係る登録者 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要する者－16,500円 ➢ 道府県民税の所得割の納付を要しない者－11,000円 ・第二種銃猟免許（空気銃のみ）に係る登録者－5,500円 等（各種減額措置あり） ※ 平成27年税制改正大綱における「有害鳥獣捕獲従事者に係る軽減措置の創設等」により、平成31年3月31日まで以下の減免措置が講ぜられることとなった。 ① 対象鳥獣捕獲員、認定鳥獣捕獲等事業者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税を非課税。 ② 被害防止の目的で捕獲に従事した者が受ける狩猟者登録に係る狩猟税の税率を通常の税率の2分の1。
税收	8億円（2017年度見込み 47都道府県）
使途	捕獲や電気柵設置等の有害鳥獣対策、鳥獣保護員による保護監視パトロール、動物の生息調査、放鳥、狩猟者講習会などに使用

法定外税（都道府県）

※法定外税とは、自治体が一定の手続き、要件に従い、課する税目のこと。

税目	乗鞍環境保全税（岐阜県）
課税目的	環境保全施策を実施するための費用に充当
課税対象	岐阜県が乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者を対象に課税
税率	・乗車定員が30人以上の自動車 ➢ 一般乗合用バス以外…3,000円/回 ➢ 一般乗合用バス…2,000円/回 ・乗車定員が11人以上 29人以下の自動車…1,500円/回 ・乗車定員が10人以下の自動車…300円/回
税收	1,400万円（2016年度実績）
使途	環境影響評価調査や環境パトロール員設置等に使用

（注）財務省資料、総務省「法定外税の概要（平成30年1月現在）」等をもとに作成。

その他の地方環境税等の概要 ②

法定外税(市町村)

税目	歴史と文化の環境税（福岡県太宰府市）
課税目的	数多くの文化遺産を中心としたまちづくりの計画的な推進に要する費用に充当
課税対象	有料駐車場に駐車する者を対象に福岡県太宰府市が課税
税率	二輪車：50円、乗車定員10人以下の自動車：100円、乗車定員11～29人以下の自動車：300円、乗車定員29人超の自動車：500円
税收	8,400万円（2016年度実績）
使途	歴史的な文化遺産及び観光資源等の保全と整備に使用
税目	砂利採取税（神奈川県山北町）
課税目的	山砂利・川砂利の採取に起因する交通の悪化や河川への土砂流出等に対応する施策の費用に充当
課税対象	砂利採取業者を対象に課税
税率	神奈川県山北町（岩石：10円/㎡、砂利：15円/㎡）
税收	400万円（2016年度実績）
使途	道路や河川、交通安全施設等の整備に使用
税目	遊漁税（山梨県富士河口湖町）
課税目的	有数の観光地で素晴らしい釣り場である河口湖の環境を守る対策の費用に充当
課税対象	河口湖の遊漁者（釣り人）を対象に山梨県富士河口湖町が課税
税率	200円/人・日
税收	900万円（2016年度実績）
使途	駐車場やトイレの整備、湖畔清掃など、環境整備と環境美化の推進に使用
税目	環境協力税（沖縄県伊是名村、沖縄県伊平屋村、沖縄県渡嘉敷村）、美ら島税（沖縄県座間味村）
課税目的	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充当
課税対象	旅客船や飛行機、ヘリコプター等により入域する者を対象に課税
税率	100円/回（障がい者、高校生以下は課税免除）
税收	3,000万円（2016年度実績 沖縄県伊是名村：400万円、沖縄県伊平屋村：300万円、沖縄県渡嘉敷村：1,300万円、沖縄県座間味村：1,000万円（平年度見込額））
使途	上記の目的実現のために使用
税目	開発事業等緑化負担税（大阪府箕面市）
課税目的	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上
課税対象	事業として行う開発行為等の行われる土地面積への課税
税率	250円/㎡
税收	2,000万円（2016年度実績）
使途	良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持、保全及び向上に要するもの

（注）総務省「法定外税の概要（平成30年1月現在）」をもとに作成。

我が国における入山・入園・入島に関する税等の概要

入山・入園・入島に関する税等の導入事例

(平成30年1月現在)

税目等	環境協力税	美ら島税	富士山保全協力金	屋久島山岳部環境保全協力金	森林環境整備協力金	清掃協力金、駐車料金
区分	法定外税(市町村)		協力金(課税以外)			
自治体	沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村	沖縄県座間味村	山梨県、静岡県	鹿児島県屋久島町※1	青森県西目屋村	熊本県菊池市
徴収目的・用途	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充当	環境の美化、環境の保全及び観光施設の維持整備に要する費用	美しい富士山を後世に引き継ぎ、環境保全や登山者の安全対策等を図る費用に充当	山岳トイレの維持管理、登山道整備、山岳地域の安心安全のための諸活動などに充当	暗門の滝やその周辺の歩道の修復など環境整備を図る費用に充当	優れた景観と清流、原生林の維持を図る費用に充当
徴収対象	旅客船や飛行機、ヘリコプター等により入域する者を対象に課税	旅客船、航空機等により入域する者を対象に課税	山梨県・静岡県が、登山者を対象に協力金(入山料)を任意徴収	平成29年3月から、屋久島方式の持続可能なエコツーリズム事業として実施(別に、屋久島レクリエーションの森保護管理協議会の森林環境整備推進協力金)	青森県が、2003年より白神山地への入山者を対象に徴収	1977年より菊池渓谷を美しくする保護管理協議会(熊本県菊池市)が、菊池渓谷への入谷を対象に徴収
金額	100円/回(障がい者、高校生又は中学生以下は課税免除)	100円/回(障害者、中学生以下は課税免除)	1人1,000円を任意徴収(2017年)	日帰り入山の場合1,000円、山中で宿泊予定の入山の場合2,000円を任意徴収※2	300円以上を任意徴収	高校生以上1人100円を任意徴収、駐車料金も協力金に充当
収入	2,000万円(2016年度) ・伊是名村:400万円 ・伊平屋村:300万円 ・渡嘉敷村:1,300万円	1,000万円(平年度見込額、2018年度から施行予定)	1億4,875万円(2017年度)	5,765万円(2017年4月～11月)	582万円(2015年度) [ピーク時(2007年度)には1,388万円]	1,437万円(2015年度)

※1 屋久島山岳部環境保全協力金の条例制定に伴い、鹿児島県が事務局をしていた「屋久島山岳部環境保全募金」は屋久島町に移管。

※2 白谷雲水峡だけに入園する場合、山岳部環境保全協力金の納入は必要なく、森林環境整備推進協力金500円を任意徴収。

(注)環境協力税、美ら島税は、総務省「法定外税の概要(平成30年1月現在)」をもとに作成。その他は、自治体ホームページ、ヒアリング、各種資料をもとに作成。

富士山保全協力金(山梨県、静岡県)の概要

富士山保全協力金の概要

課税目的	美しい富士山を後世に引き継ぎ、環境保全や登山者の安全対策等を図る費用に充当
課税対象	山梨県、静岡県が、登山者を対象に協力金(入山料)を任意徴収
税率	1人1,000円を徴収(2017年) 山梨県は7月1日～9月10日、静岡県は7月10日～9月10日
実施状況	2013年夏に10日間の社会実験(試験徴収)を実施、2014年夏から本格導入、基金化して運用 山梨県で2015年3月16日に富士山保全に関する条例案可決、静岡県で2015年3月11日に富士山保全条例が成立
税收	2017年は約1億4,875万円(山梨県が約9,670万円、静岡県が約5,205万円)
使途	上記の目的実現のために使用

富士山保全協力金の使途(例)

(1) 富士山の環境保全(2017年度)

- 山小屋トイレの改修(バイオトイレの機能回復と処理能力の向上、カキ殻材の入れ替えによるカキ殻式トイレの機能回復)
- 登山道の巡視(須走ルートの中合目～八合目までの間において、屋外排泄物の確認・回収、ゴミの確認・回収等を実施) 等

(2) 登山者の安全対策

- 安全誘導員の配置
富士山頂の御来光時における混雑箇所での登山者の誘導案内や現地での情報収集等を行うため、富士宮ルートに安全誘導員を配置
- 登山者動向調査、登山者実態調査
指標(登山道ごとの1日当たりの登山者数)設定のため、GPSロガーによる調査およびアンケート調査を実施(期間はH27～29年度、H30年7月までに指標を設定)
夏山期間における富士山の来訪者管理及び登山者の安全対策のため、登山者の動向を把握する実数調査及びアンケート調査を実施
- 富士山衛生センター(救護所)の開設期間延長、山岳医による安全登山講演会の開催
富士山衛生センターについて18日間の期間延長を実施し、診療件数は214件
講演会を2017年5月31日に開催し、県内外の約110人の出席者に対して、同センター勤務の医師が登山時に起きる諸症状と対応方法について説明
- 担架・おんぶ紐の配備
富士宮ルートに スクーpstストレッチャーやレスキューキャリングラック等の担架・おんぶ紐を配備し、人命救助を円滑に行うための体制を整備

(3) 信仰の対象、芸術の源泉としての富士山が有する価値等の情報提供 等

※ 富士山保全協力金対象者以外の方(富士登山をされない方など)を対象者とする「富士山寄付金制度」も設置されている。
(注) 各種資料をもとに作成。

諸外国における入山・入園・入島に関する税等の導入状況

- 海外の入山・入園に関しては、エベレスト、カトマンズ、グランドキャニオン等で、入山料・入園料（協力金）の名目での制度が存在。日本国内の入山料に対して高額である。
- 海外の入島に関する税等の例として、ガラパゴス諸島入島税、イースター島国立公園料等がある。

入山料・入園料

（2018年1月時点）

国名	税目	対象・税率	課税/課金段階
中国、ネパール	エベレスト入山料	入山者。ネパール側11,000USD/人（これ以外にliaison officerに対する支払い等が必要）、チベット側9,950USD/人（4人以上）～19,500USD/人（3人以下）（これ以外にネパール人ガイド費用等が必要）。	エベレスト登山時、要事前登録
アルゼンチン	アコンカグア入山料	入山者。582USD/人（閑散期）～800USD/人（繁忙期）。	アコンカグア入山時
タンザニア	キリマンジャロ国立公園入園料	公園入園者。70USD/人（16歳以上の東アフリカ非在住者）。	公園入園時
ネパール	カトマンズ内国立公園入園料	Sagarmatha National Parkの入園者の場合、0（ネパール人）、1,500NPR（南アジア地域協力連合：消費税除く）、3,000NPR（外国人：消費税除く）。	公園入園時
米国	グランドキャニオン国立公園入園料	自家用車30USD/台、オートバイ25USD/台、個人（徒歩、自転車など）15USD/人。すべて7日間有効。	公園入園時

入島税・入島料

（2018年1月時点）

国名	税目	対象・税率	課税/課金段階
エクアドル	ガラパゴス諸島入島税	観光客。12歳以上の大人の場合、6USD/人（エクアドル国民）、50USD/人（アンデス共同体・メルコスール）、100USD/人（外国人）。	ガラパゴス諸島への入島時
チリ	イースター島 国立公園入園料	入島者（観光）。20USD（チリ国民）、60USD（外国人）。	国立公園（イースター島）への入園時

（出典）エベレスト：How Much Does it Cost to Climb Mount Everest? – 2018 Edition、アコンカグア：Aconcagua Climbing Season 2017/2018、タンザニア：Tanzania National Parks Tariffs July 2017–June 2018、カトマンズ：Park entry fees、グランドキャニオン：Fees & Passes、ガラパゴス諸島：Galapagos National Park Entrance Fee、イースター島：National park ticket
（備考）為替レート：1USD=約114円（2015～2017年の為替レート（TTM）の平均値、みずほ銀行）、1NPR=約1円（2018年2月22日スポット価格）。

米国における国立公園制度について

- 米国では、各国立公園に、利用料等の徴収方法や使途の裁量を与えている。
- イエローストーン国立公園の場合、入場料やガイドツアー料等による収入を、観光サービスの向上や自然資源の保全等に充当している。

項目	内容																								
国立公園数	59(2017年1月時点)																								
主な根拠法及び概要	- National Park Service Organic Act 1916 国立公園や国有記念物等を統一的に管理する組織として国立公園局を設置することや、国立公園等の基本目的として、景観、自然的・歴史的対象物や野生動植物を、将来世代が享受できるよう保全することを規定。 - National Parks Omnibus Management Act 1998 国立公園内のサービス改善等を目的に、商業的利用や国立公園の利用料活用に関する新たなガイドラインを策定。																								
所管官庁	連邦内務省国立公園局																								
利用料等の徴収方法	各国立公園に裁量がある。入場料、観光ガイドツアー料、キャンプ場利用料など様々な形態がある。 (例) イエローストーン国立公園の場合 <table><tr><th colspan="2"><個人></th><th colspan="2"><商業バスツアー></th></tr><tr><th>車両の種類</th><th>入場料(1週間)</th><th>車両の種類</th><th>入場料(1回)</th></tr><tr><td>自家用車</td><td>30ドル/台</td><td>商用セダン(1～6席)</td><td>25ドル/人+25ドル/回</td></tr><tr><td>オートバイ、スノーモービル</td><td>25ドル/台</td><td>商用バン(7～15席、人数に関わらず)</td><td>125ドル/回</td></tr><tr><td>徒歩、自転車など(16歳以上)</td><td>15ドル/人</td><td>商用ミニバス(16～25席、人数に関係なく)</td><td>200ドル/回</td></tr><tr><td>16名以上の自家用車両(16歳以上)</td><td>15ドル/人</td><td>商用バス(26席以上、人数に関係なく)</td><td>300ドル/回</td></tr></table>	<個人>		<商業バスツアー>		車両の種類	入場料(1週間)	車両の種類	入場料(1回)	自家用車	30ドル/台	商用セダン(1～6席)	25ドル/人+25ドル/回	オートバイ、スノーモービル	25ドル/台	商用バン(7～15席、人数に関わらず)	125ドル/回	徒歩、自転車など(16歳以上)	15ドル/人	商用ミニバス(16～25席、人数に関係なく)	200ドル/回	16名以上の自家用車両(16歳以上)	15ドル/人	商用バス(26席以上、人数に関係なく)	300ドル/回
<個人>		<商業バスツアー>																							
車両の種類	入場料(1週間)	車両の種類	入場料(1回)																						
自家用車	30ドル/台	商用セダン(1～6席)	25ドル/人+25ドル/回																						
オートバイ、スノーモービル	25ドル/台	商用バン(7～15席、人数に関わらず)	125ドル/回																						
徒歩、自転車など(16歳以上)	15ドル/人	商用ミニバス(16～25席、人数に関係なく)	200ドル/回																						
16名以上の自家用車両(16歳以上)	15ドル/人	商用バス(26席以上、人数に関係なく)	300ドル/回																						
利用料等の使途	利用料等による各国立公園の収入のうち、80%は各公園独自の財源となり、残り20%は国立公園局の活動を支援するための財源となる。公園独自の財源に関する使途は、各公園に裁量がある。 (例) イエローストーン国立公園の場合 観光サービスの向上、自然資源・文化資源の保護・モニタリング、障がい者のアクセシビリティの改善 等																								
優遇措置等	- 各国立公園が徴収する入場料は、連邦政府が発行する年間パス(80ドル)を購入することで代替可能。 - 米軍関係者やボランティア関係者は無料、高齢者(62歳以上)は10ドルで生涯分を購入可能。																								

諸外国における森林保護税・伐採課徴金等

- 諸外国における森林環境保全に関連したインセンティブ政策として、伐採行為に対する課税のほか、森林所有者に対する所得税の減免措置や伐採に関して手数料等を徴収する制度 等がある。

森林保護税等の概要

導入国	・オーストリア(ウィーン市)、カナダ(ブリティッシュ・コロンビア州)、米国(カリフォルニア州)
内容	・植林せずに木を伐採する行為への課税や、立木の伐採行為そのものに対する課税。
実施例 (ウィーン市)	(課税目的) ・ウィーン市(オーストリア)では、生態系保護、景観保全を目的に1995年に森林保護税を導入。 (課税方法) ・公有・私有を問わず、立木(円周40cm超)を伐採し、かつ、伐採後に植林が行われない場合、罰金が課される。 EUR1,090/1本 ・この他、伐採許可を得るための費用として税金(連邦費用、評価書面費、評価調査費、立木管理費)を徴収。 ① 申請のための連邦料金 14.3EUR ② 評価書面費 3.9EUR/A3・1頁 ③ 評価調査費 7.63EUR/30分 ④ 立木管理費 4.72~21.8EUR/1本 ※ 最大494.17EUR (税収) ・1.55百万EUR(2016年)で環境目的に使われる。

(出典) ウィーン市ウェブページ「Baumentfernung – Antrag」、オーストリア政府統計局「National Accounts」等より作成。

所得税減免等の概要

導入国	・オーストラリア、カナダ
内容	・森林保有者が当該土地を国へ寄付した場合の所得税控除や、保護対象の森林を含む土地を取得した場合の所得税減免。
実施例	・オーストラリア(Forestry managed investment scheme)では、森林管理者に寄付した投資家に税控除を実施し、商業的植林林業の拡大を推進。 ・カナダ(The Ecological Gifts Program)では、生態学的に重要な森林を保有する者の当該土地の国への寄付に対し、譲渡所得に係る所得税を非課税とする優遇措置を実施。

(出典) Australian Taxation Office, 2012, Forestry managed investment schemes、Canadian Wildlife Service, 2011, The Canadian Ecological Gifts Program Handbook 等より作成。

伐採課徴金等の概要

導入国	・インドネシア
内容	・国有・私有森林に対し、合法的伐採の認定を与えるとともに、資源保全、緑化などのための手数料等を徴収する制度。
実施例	・インドネシアでは、森林保護・違法伐採撲滅のため、伐採業者は新利用事業許可寄付金、森林資源手数料、緑化基金、立木売却基金を支払う。

(出典)「インドネシアにおける合法性証明の実態調査 報告書」社団法人 全国木材組合連合会、違法伐採総合対策推進協議会、2007年 等より作成。

諸外国におけるフロン類への課税の状況

- 米国は、オゾン層保護対策として、輸入や国内での機器製造、販売に課税。
- オーストラリアは、オゾン層保護及び温室効果ガスの排出抑制を目的として、輸入、製造に課税。
- デンマークは、フロンを温室効果ガスとしてCO₂換算して課税。

	米国	オーストラリア	デンマーク
導入目的	・オゾン層破壊物質(ODC)の削減が目的(1990年施行)	・オゾン層破壊物質及び温室効果ガス抑制が目的(1989年施行) ※2012年7月～2014年7月は、炭素価格付け制度を追加的に実施	・オゾン層保護を目的としてCFC・ハロンへ課税。1989年施行。 ・温室効果ガス排出抑制を目的として、HFCs・PFCs・SF6を課税対象に追加。2001年施行。
課税対象	・生産者のODC製造、製造者の機器へのODC使用、輸入業者によるODC販売に課税 ・国内でリサイクルされるODCは全て非課税	・オゾン層破壊物質(HCFCs・臭化メチル)及び代替フロン(HFC・PFC・SF6)を製造する生産者又は輸入業者に対して課税	・新規製品、機器への充填、既存機器への補充が対象(輸出用、リサイクル、医療用は対象外)。
課税額	・課税額=税率(基礎税額×ODCオゾン層破壊係数)×ODC重量 ※基礎税額は年々増額 ・2017年の税率(1lb当たり)は下記: CFC-11 : 15.25USD ※CFC-12,14,111,112,211～217も同様。 CFC-113 : 12.2USD CFC-115 : 9.15USD Halon-1211 : 45.75USD Halon-1301 : 152.5USD Halon-2402 : 91.5USD 四塩化炭素 : 16.775USD メチルクロロホルム : 1.525USD	【HCFC】 ・オゾン破壊物質トン※1×税率 ・税率(オゾン破壊物質トン当たり): 3,000AUD 【代替フロン・臭化メチル】 ・物量トン×税率 ・税率(物量トン当り)は下記: 代替フロン : 165AUD 臭化メチル : 135AUD ※1: Σ (HCFC重量×オゾン破壊係数※2) ※2: CFC11=1を基準に同量で何倍のオゾン層破壊効果があるか示す係数	【CFC・ハロン】 ・物量kg×税率 ・税率 : 30DKK 【HFCs・PFCs・SF6】 ・物量kg×税率(GWP比で課税) ・税率(物量kg当たり)は15～600DKK(以下例): HFC-125 : 525DKK HFC-134 : 165DKK HFC-134a : 215DKK SF6 : 600DKK R-14 : 600DKK
税収	・4.1百万USD(2016年) ※1999年税収は120.5百万USD、1996年1月1日に国内生産を終了してから(使用禁止ではない)激減	・1.0百万AUD(2017年見込み)	・65百万DKK(2018年見込み) ※CFC・ハロンの税収は1996年以降ゼロ。

(備考) 為替レート: 1USD=約114円、1AUD=約86円、1DKK=約17円(2015～2017年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)、lb(1lb=0.454kg)はパウンド(重量)を示す。

(出典) 米国歳入庁「Form 6627(Part II. Tax on Ozone-Depleting Chemicals (ODCs), IRS No. 98)」及び「Federal Excise Taxes Reported to or Collected by the Internal Revenue Service, Alcohol and Tobacco」、豪州政府「Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas (Import Levy) Regulations 2004」及び「COST RECOVERY IMPLEMENTATION STATEMENT Ozone Protection and Synthetic Greenhouse Gas Program 2016-17」、デンマーク税務省「CFC-Tax Act」及び「Detailed table of green taxes 2010 - 2018」等より作成。

諸外国の主な再エネ促進税制

- 米国では、再エネ発電や再エネ投資を行う企業に対して、法人税の控除が行われている。
- カナダやアイルランドでは、再エネ設備の加速償却制度が導入されている。

	米国		カナダ	アイルランド
名称	①再生可能電力生産税控除 (PTC) ※1992年導入	②ビジネス・エネルギー投資税控除 (ITC) ※エネルギー投資に関する税控除を2008年より拡大	クリーンエネルギー設備の加速償却 ※1994年導入	エネルギー効率設備の加速償却 ※2008年に導入(2度の延長)
根拠法	US Code Title 26, Section 45	US Code Title 26, Section 48	Income Tax Regulations, Classes 43.1 and Class 43.2 of Schedule II	Finance Act 2008, Section 46
内容	- 再エネによる発電・販売を行った企業に対して、<u>発電量に応じて、法人税を控除</u>。 - 事業開始から10年間が対象。 2016年の控除額 ①風力、地熱、太陽エネルギー、バイオマス(残渣等) 0.023ドル/kWh ②その他(埋立ガス、海洋エネルギー等) 0.012ドル/kWh 2017年の控除額 ①風力 0.0184ドル/kWh	- 再エネプロジェクトへの資本投資を行う企業等に対し、<u>投資額の一定割合を法人税から控除</u>。 - 控除率は技術ごとに設定 ①太陽エネルギー、風力、燃料電池 30% ②地熱、マイクロタービン、CHP 10%	- 再エネ設備等を取得した企業に対し、<u>費用の加速減価償却</u>を通じて、法人税を優遇。 1994年2月以降に取得した設備は定率法で30%、2005年2月22日～2020年までに取得した設備は50%適用。 16分野の機器が対象(風力、太陽エネルギー、小型水力、地熱、波力・潮力、定置用燃料電池、コージェネ等)。	- 省エネ設備等を取得した企業に対し、<u>費用の即時償却</u>(購入年に100%)を通じて法人税を優遇。 2017年末まで実施予定。 - 再エネ以外を含む、52種類の技術、1万を超える製品が対象(PVシステム、風力タービン、高効率照明、BEMS、電気自動車等)。
減税規模	15億5,000万ドル(2015年度見込) 19億5,000万ドル(2016年度見込) 22億5,000万ドル(2017年度見込)	10億1,000万ドル(2015年度見込) 14億7,000万ドル(2016年度見込) 9億7,000万ドル(2017年度見込)	(公表されていない)	100万ユーロ(2012年) 70万ユーロ(2013年) 90万ユーロ(2014年)
税收総額(参考)	3兆4,400億ドル(2015年度)		2,430億カナダドル(2015年度)	458億ユーロ(2015年)

(出典) 米国エネルギー省ウェブページ、米国財務省「Tax Expenditures FY 2017」、米国財務省「Financial Report of the United States Government - 2016」、カナダ天然資源省ウェブページ、カナダ財務省ウェブページ、カナダ政府「Public Accounts of Canada 2015-2016」、アイルランド通信・気候対策・環境省ウェブページ、Sustainable Energy Authority of Irelandウェブページ、アイルランド国税庁「Costs of Tax Expenditures (Credits, Allowances and Reliefs)」、「Revenue Receipts by Taxhead」より作成。

諸外国における主な住宅改修促進制度

- 既存住宅のエネルギー改修に関して、米国では2006～2016年に改修費用の所得税控除が実施された。フランスでは、所得税控除、付加価値税の軽減、固定資産税の軽減が実施されている。

	米国	フランス		
名称	住宅エネルギー効率税控除 (Residential Energy Efficiency Tax Credit) ※2006年導入、2016年末終了	エネルギー移行のための税控除 (crédit d'impôt pour la transition énergétique) ※2005年導入、2017年末まで	付加価値税の軽減 (TVA à taux réduit) ※1999年導入	固定資産税の軽減 (exonération de la taxe foncière)
根拠法	Energy Policy Act (2005) Energy Improvement and Extension Act (2008)	Article 200 quarter du Code général des impôts Article 18 bis de l'annexe IV	Article 278-0 bis A du Code général des impôts	Article 1383-0 B du Code général des impôts
内容	既存住宅の外皮の改修費用の10%を個人所得税から控除する。上限は500USD。また、省エネ機器購入費用も機器毎の上限内で控除。 【対象】 ・住宅の熱損失削減を目的とする断熱材料及び断熱システム ・外装扉、窓、天窓 (version 6.0 Energy Star を満たすもの。窓の控除額は2006年から2016年に合計で200USD未満) ・金属製の屋根、アスファルト製の屋根 (Energy Starの認証済みのもの) 等	住宅のエネルギー改修費用の30%を所得税から控除する。非課税者または所得税額が控除額を下回る場合は返金される。5年間で最大8,000EUR、夫婦の場合16,000EUR、扶養家族一人につき400EURずつ追加。 【対象】 ・断熱材、外壁、玄関扉、シャッター、高性能ボイラー、太陽熱温水器等、及び付随する工事。 (※)2014年8月末までは、持続可能な開発税控除という名称	住宅のエネルギー改修に関する付加価値税を、5.5%に軽減する。(2017年1月時点の標準税率は20%) 【対象】 ・エネルギー移行のための税控除と同一	エネルギー改修を行った住宅の固定資産税を5年間軽減。地方自治体により、軽減率は異なる。 【対象】 ・エネルギー移行のための税控除と同一 ・申請前年の改修費用が1万EUR超、または3年間で1万5,000EUR超の場合。
減税規模	5億3,000万USD (2016年度)	16億7,000万EUR (2016年)	11億EUR (2016年)	(公表されていない)
(参考) 税收総額	3兆4,400億USD (2015年度)	5,128億EUR (2016年)、4,981億EUR (2015年)		

(出典) 米国エネルギー省ウェブページ、米国財務省「Financial Report of the United States Government - 2016」、ADEME (2017)「Aides financières 2017」、フランス経済・財務省ウェブページ、フランス経済・財務省「Les comptes de l'État 2016」、「Annexe au Projet Loi de Finances pour 2017, Évaluations des Voies et Moyens, Tome II Dépenses fiscales」より作成。

諸外国における容器包装への課税の状況

- デンマーク、アイルランド、ポルトガルともに、使い捨て袋（レジ袋）に対して課税している。加えて、デンマークでは容器全般に対する課税も実施。
- EUでは、廃棄物の減量化やリユース利用が優先されていることもあり（EU包装廃棄物指令・1994年）、天然素材やリユース可能な容器の税率が低くなっている。

	デンマーク	アイルランド	ポルトガル
導入目的	容器包装材全般の使用抑制を通じた廃棄物減量化が目的（1999年施行）	環境保全及び景観の改善のためのレジ袋の消費量削減を目的に導入（2002年施行）	環境税制改革の一部であり、消費行動への課税強化の一環として実施（2014年施行）
課税対象	- 容器全般（重量ベース課税と容量ベース課税の併用）、使い捨て袋 - 製造業者と容器の輸入業者に対して課税	- プラスチック製バッグ（レジ袋）が対象（肉・魚の包装用、果物・野菜・氷等の包装用、0.7EUR以上の再利用可能な袋は非課税） - 消費者に課税（レジ袋購入段階） - 小売業者にレシートへの税率表示義務付け	- プラスチック製バッグ（レジ袋）が対象 - 消費者に課税（レジ袋購入段階） - 小売業者にレシートへの税率表示義務付け
税率	- アルコール・ワイン（紙製）：0.08DKK（10cl未満）～1.00/1包装（160cl以上） - アルコール・ワイン（その他）：0.13DKK（10cl未満）～1.60DKK/1包装（160cl以上） - ビール・ソフトドリンク他：0.05DKK（10cl未満）～0.64DKK/1包装（160cl以上） - 使い捨て袋：10DKK/kg（紙製）～22DKK/kg（プラスチック製）等	- レジ袋：0.22EUR/袋（導入時は0.15EUR、2007年に引上げ） - レジ袋税に付加価値税は課されない - 小売業者は四半期に一度、歳入庁に報告 ※帳簿への記帳や集計・報告等は付加価値税（VAT）の管理システムを活用	- レジ袋：0.04EUR/袋（導入時は0.08EUR、2017年に引上げ） - レジ袋税に付加価値税は課されない
税収・使途	657百万DKK（2015年）、683百万DKK（2016年）、686百万DKK（2017年見込み）、708百万DKK（2017年見込み） ※2016年税収は2011年税収の73% - 一般財源	12.0百万EUR（2016年） - 環境ファンドに入り、環境保全目的に使用 - 一人当たり年間消費量は、税導入前の328袋から2014年には14袋まで減少	1.3百万EUR（2015年） - 一般財源（但し、税収の一部は、自然保護基金の一部として想定）

（備考）税率は2018年1月時点。為替レート：1DKK=約17円、1EUR=約127円（2015～2017年の為替レート（TTM）の平均値、みずほ銀行）

（出典）デンマーク税務省、アイルランド歳入庁、ポルトガル環境省資料をもとに作成。

諸外国におけるまちづくりに関連した税制の状況

- フランスの交通税は、公共交通を維持・運営するための主要財源として位置づけられている。
- ミネソタ州の汚染税は、土壌汚染のインセンティブとならないよう課税を行うとともに、除去計画の有無等で税率に差異を設けることで汚染者に対し汚染浄化のインセンティブを与えるほか、その税収についても土地の浄化等に活用。

	交通税(フランス)	汚染税(米国・ミネソタ州)
導入目的	- 公共交通の維持・運営のための主要財源の確保を目的として導入(1970年代～)。 - 税率の差別化を通じて自治体の広域連合化や観光振興にも寄与。	土壌汚染土地等による資産の市場価値下落分(財産税の減収額)に課税。財産税が土壌汚染のインセンティブとならないための措置。税率の差別化を通じて、汚染者に浄化インセンティブを与えるとともに、税収の一部を汚染浄化の補助金財源に充てることで、汚染浄化にも寄与。(1993年制定、1995年施行)。
課税対象	- 人口1万人以上の都市圏交通区域(PTU)で従業員9名以上雇用する個人及び法人。 - 公益財団、非営利団体、社会組織認定団体は減免。また、無料の通勤交通機関を提供する事業者等は税の還付を受けられる。	- 建物、土地、未利用地(原野)等の所有者。 - 米国環境保護庁が定めたアスベスト除去プログラムを実施している場合等は免税。個人資産には適用されない。
徴収方法	- 給与総額に課税(外形標準課税)。 - 税率は地域によって異なる。 【パリ圏】1.5%～2.7%(2013年) 【地方都市圏】0.55%～2.0%(2013年) ※人口規模、公共交通専用空間の有無、都市形態、観光特区指定の有無等により異なる。 - 各PTUの都市圏交通局(AO)が社会保障費の徴収機関(URSSAF)に委託して徴収(徴収額の1%が手数料)。	- 土壌汚染によって下落した資産の市場価値が1万US\$以上の場合、汚染による市場価値下落分(財産税の減収額)に対して課税。 - 税率は資産所有者の処置状況と汚染責任に応じて設定。 【除去計画なし】100%(汚染責任あり)、25%(汚染責任なし) 【除去計画あり】50%(汚染責任あり)、12.5%(汚染責任なし) - 汚染税の徴収は財産税と同様。
税収・使途	- 税収は公共交通へのインフラ投資、運営費等に充当。 【パリ圏】3,424百万EUR(2013年)※AO全収入の38% 【地方都市圏】3,592百万EUR(2013年)※AO全収入の47% - 交通税は、公共交通の拡充(LRTの新設等)と利用促進に寄与。	384,000USD(2016年)(State TaxとLocal Taxの合計) - 税収の配分は除去計画の有無で異なる。 【除去計画なし】全て地方課税区(カウンティー)に配分 【除去計画あり】Contaminated Site and Development Account(浄化補助金基金)(5%をカウンティー、95%を州)に充当

(備考) 為替レート: 1EUR=約127円、1USD=約114円(2015～2017年の為替レート(TTM)の平均値、みずほ銀行)

(出典) OECD/EEAデータベース、GART, 2015, L'année 2013 des transports urbains、川勝健志(2012)「持続可能な都市交通と地方環境税: フランス交通税を事例に」『運輸と経済』72(5)、73-84、Minnesota Department of Revenue, 2017, Minnesota Tax Handbook 2016 Edition、横山彰(2010)「税制のグリーン化と固定資産税」『資産評価情報』176、2-7 等より作成。

ペット関連税制の状況

- ペット税は世界的に非常に珍しい制度で、導入している国は僅か。ドイツが代表的。
- 日本では、過去に導入された事例はあるものの現在は全て廃止されている。2014年2月から泉佐野市において犬税導入に向けての検討が行われたが、断念した。

	ドイツ
導入目的	・貴族や富裕層の富の象徴として愛玩用や狩猟の目的を兼ねて犬を飼養していたため、贅沢（富裕）税として制度化。 ・その後、多くの人が犬を飼養するようになったが「犬税」は継続。安易な犬の飼養を防ぎ、犬の頭数を間接的に制限することに加え、税金という負担を課すことで飼い主に責任感を植え付ける。
課税対象	・納税者は犬の飼い主（生活保護受給者等は課税免除）。 ・課税対象は全ての犬種（盲導犬、介助犬、牧羊犬等の使役犬は対象外）。「癡猛及び危険な犬の条例」に該当する土佐犬、ロットワイラー等は納税金額が通常の犬種の数倍。
徴収方法	・市町村税の一種。 ・市町村により税額が異なる。頭数により異なる場合（累進課税）や、危険種に高額課税している市町村もある。高税率な市は、マインツ市：（1頭目）186EUR（2頭目以降）216EUR（危険種）600EUR、ハーゲン市：180EUR、ヴッパータール市：186EUR、ケルン市：156EUR ・納税時に転入届や転出届を提出。地域特有デザインの鑑札を飼い犬の首に付けることで、納税の証明とする。
税収・使途	・税収総額（各紙の合計値）は、288百万EUR（2012年）、299百万EUR（2013年）、309百万EUR（2014年）、322百万EUR（2015年） ・一般会計

（参考）日本（泉佐野市で検討）

- ・泉佐野市（大阪府）では、飼い主の意識啓発のため、「泉佐野市環境美化推進条例」に基づき2012年1月から愛玩動物（ペット）のふんの放置に対して過料（5,000円（2013年10月～））を徴収してきたが、道路や公園に放置される状況に大きな改善がみられなかった。
- ・2014年2月から「（仮称）犬税検討委員会」で市内の飼い主から一律に税金をとる「犬税」の新設に向けて検討したが、狂犬病予防法に基づく登録者と未登録者との間に税負担面での不公平が生じることや、徴税に係る経費負担も大きく、導入困難と結論づけた。

【（仮称）犬税検討委員会】

- 2014年2月28日から7月23日まで3度、検討会を開催。7月30日に検討結果を市長に報告。
- 検討会では、課税対象、徴税方法、徴税コスト、税収の使途など、犬税の新設に向けて幅広く検討を行った。